

別表（第4条、第5条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助限度額	申請時期
魅力ある体験型 宿泊施設整備事業	宿泊事業者 民泊推進協議会	<p>農山村地域における自然・伝統等の体験を提供する民泊等施設の整備に要する経費</p> <p>〔 宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリアフリー化等に要する経費 〕</p> <p>※1 申請当たりの補助対象経費が10万円未満の事業は対象外とする。</p> <p>※増改築、改修により施設の魅力が高まる整備事業でなければならない。</p> <p>※第2条の交付目的を達するため、滞在エリア内で複数の民泊等施設を整備する必要がある場合、1件の補助事業とすることができる。</p> <p>※専ら施設所有者及び従事者の居住・宿泊等に要する部分に係る経費は対象としない。</p> <p>※事業実施主体に係る運営費等の経常的経費、施設の維持管理費は対象としない。</p>	1事業者あたり 上限30万円	補助事業着手の30日前まで